野々市小学校施設整備事業 要求水準書

平成19年12月

(平成20年3月21日公表)

野々市町

目 次

第1章	総則	1
第1節	本事業の目的	1
第2節	本事業の基本目標	2
第3節	本事業の概要	2
1.	事業方式	2
2.	事業の対象範囲	3
3.	PFI事業者の収入	4
4.	事業期間	4
第4節	用語の定義	4
第5節	遵守すべき法制度等	4
第2章	設計業務	6
第1節	本事業全体に係る事項	6
1.	前提条件	6
2.	意匠計画の考え方	8
3.	周辺環境・地球環境への配慮	11
4.	構造計画の考え方	12
5.	設備計画の考え方	13
6.	周辺インフラとの接続	15
7.	防災安全計画の考え方	16
第2節	設計業務対象施設に係る要件	17
1.	小学校	17
2.	地域開放施設	26
3.	外構等	28
第3節	設計業務遂行に係る要求内容	31
1.	業務の対象範囲	31
2.	業務期間	32
3.	設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	32
4.	設計計画書及び設計業務完了届の提出	32
5.	基本設計及び実施設計に係る書類の提出	32
6.	設計業務に係る留意事項	33
7.	設計変更について	33
第3章	建設・工事監理業務	33

第1節	業務の対象範囲	33
第2節	業務期間	34
1.	業務期間	34
2.	業務期間の変更	34
第3節	業務の内容	34
1.	基本的な考え方	34
2.	工事計画策定に当たり留意すべき項目	34
3.	着工前業務	35
4.	建設期間中業務	36
5.	完成後業務	38
第4章	維持管理業務	41
第1節	維持管理業務総則	41
1.	業務の対象範囲	41
2.	業務期間	41
3.	維持管理業務に係る仕様書	41
4.	維持管理業務計画書	42
5.	業務報告書	42
6.	各種提案	42
7.	業務遂行上の留意点	42
第2節	建築物保守管理業務	44
1.	定期保守点検業務	44
2.	クレーム対応	44
第3節	建築設備等保守管理業務	44
1.	定期保守点検業務	44
2.	故障・クレーム対応	44
第4節	什器・備品等保守管理業務	45
第5節	外構等維持管理業務	45
1.	定期保守点検業務	45
2.	害虫防除業務	45
3.	故障・クレーム対応	46
第6節	環境衛生・清掃業務	46
1.	定期清掃業務	46
2.	防虫・防鼠業務	46
第7節	保安警備業務	47
1.	防犯・警備業務	47

2.	防火・防災業務47
第8節	長期修繕計画作成業務47
添付資料	
資料1	用語の定義
資料2	事業予定地位置図
資料3	事業予定地現況測量図
資料4	事業予定地周辺道路現況図
資料5	事業予定地地盤調査資料
資料6	事業予定地設備インフラ現況図
資料7	児童・クラス数の推移
資料8	必要諸室リスト
資料9	什器・備品等リスト
資料10	建設業務に含む什器・備品等リスト
資料11	蔵書リスト
資料12	移設対象什器・備品等リスト
資料13	電気・機械要求性能表
資料14	総務省 校内LAN導入の手引
資料15	環境に配慮した空調施設について
資料16	既存施設石綿分析結果
資料17	主な維持管理業務項目詳細一覧
資料18	関連法定点検一覧
資料19	小学校における校務員の職務内容
資料20	平成19年度 野々市小学校年間行事予定表
資料21	平成19年度 野々市小学校日課表
資料22	野々市小学校 教職員数
資料23	移設対象樹木等一覧
資料24	野々市小学校スクールバス運行計画

第1章 総則

野々市小学校施設整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、野々市町(以下「本町」という。)が「野々市小学校施設整備事業」(以下「本事業」という。)の実施にあたって、本事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)に要求する施設の設計、建設及び維持管理業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」及び「維持管理業務要求水準」から構成される。なお、PFI事業の持っている本来の特性である事業者の創意工夫、経営能力、技術的能力、資金調達能力等を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方を示すのみとし、目標を達成するための方法及び手段等については、事業者の提案に委ねるものとする。

第1節 本事業の目的

ることを基本方針としている。

本町では、経済・社会のグローバル化、情報技術革新、環境問題、少子高齢化等、 社会の急速な進展への対応を図るため、学校教育において、知性、感性、道徳心や 体力を育み、自ら学び行動する個性と想像力豊かな児童の育成を目標に、学力の向 上を図り、国際感覚を身につけた児童の育成に努めているところである。また、各 学校では創意工夫し、地域に根差した特色ある開かれた学校づくりを推進している。 また、正義感や倫理観、思いやりの心等、豊かな人間性を育む「心の教育」の充 実を図るとともに、障害のある児童及び生徒が適切な教育を受けられるように努め

野々市小学校(以下「本施設」という。)は、昭和36年4月に開校した本町において、最も伝統のある小学校であり、平成23年には開校50周年を迎える。

一方で、本施設の建築、設備諸施設は老朽化が進み、十分な教育効果をあげることができるとはいい難い状態であり、耐震性についても十分な強度を有していない等、安全面にも課題がある。

学校施設は、児童が一日の大半を過ごす場所であり、教育方法及び教育内容の多様化に応じた学校施設であるとともに、地域活動の拠点として位置付け、生涯学習教育の場として、地域住民が交流できる開かれた施設でなければならない。

また、単に開かれた学校ではなく、児童が危険に晒されることなく安全で安心して生活ができる十分な危機管理対策を有することも必要である。

これらの視点に基づき、本事業は、本施設を対象として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。)に基づき、民間の活力、経営能力及び技術的能力を活用することにより、これまでにない新しいアイデアにより、子ども達がゆとりの中で個性や自主

性を育むことができるとともに「地域のシンボル」として安全で快適な学校教育の場が創り出され、かつ、本施設の設計、建設及び維持管理業務を事業者に委ね、長期間にわたり良好な保全状態で当該施設を維持することによって、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図ることを目的とする。

第2節 本事業の基本目標

本町は、古くから交通の要所として栄えた地域であり、伝統を重んじた、教育文 化の香り高い町づくりを目指している。

他方、学校教育においては、経済・社会のグローバル化、情報技術革新、環境問題、少子高齢化等、社会の急速な進展への対応を図るため、知性、感性、道徳心や体力を育み、自ら学び行動する個性と想像力豊かな児童の育成を目標に、学力の向上を図り、国際感覚を身につけた児童の育成に努めているところである。

また、各学校では創意工夫し、地域に根差した特色ある開かれた学校づくりを推進している。正義感や倫理観、思いやりの心等、豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図るとともに、障害のある児童が適切な教育を受けられるように努めることを基本方針としている。

本事業は、子ども達が個性や自主性を育むことができ、より効率的で快適な学校 教育の場を整備するとともに、地域の方々に親しまれ「地域のシンボル」として施 設が創り出されることを目標として実施するものである。

なお、本事業の基本目標は、次のとおりとする。

児童の学習意欲を喚起する環境づくり 児童にとって安心して過ごせる「生活の場」づくり 環境に配慮された、ライフサイクルコストを抑える工夫のある学校づくり 地域に開かれた、生涯学習社会における「学び舎」づくり 児童の安全及び地域防災拠点に配慮した学校づくり

第3節 本事業の概要

1. 事業方式

本事業は、PFI法第10条第1項に基づき、公共施設の設置者である本町が事業者と締結するPFI事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が、本施設の設計・建設・工事監理業務を行い、本町に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間中、維持管理業務を遂行する方式

(BTO: Build Transfer Operate) により実施する。

2. 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとし、運営に関しては本町が実施するものとする。

(1) 共通業務

本事業に伴う各種申請等の業務本事業に伴う電波障害関連業務

(2)設計業務

事前調査業務(必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等)本施設及び既存施設解体の設計業務 その他、これらの業務を実施する上で必要な関連業務

(3)建設・工事監理業務

本施設の建設業務及び既存施設解体・撤去業務本施設の工事監理業務 什器・備品等設置及び移設並びに備品台帳作成業務 近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む) 所有権設定に係る業務 その他、これらの業務を実施する上で必要な関連業務

(4)維持管理業務

建築物保守管理業務 建築設備等保守管理業務 什器・備品等保守管理業務 外構等維持管理業務 環境衛生・清掃業務 保安警備業務 長期修繕計画作成業務 その他、これらの業務を実施する上で必要な関連業務

維持管理業務に係る光熱水費は、本町が実費を負担する。建築物、建築設備等に係る修繕・更新、 大規模修繕については、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とするが、事業期間内 に大規模修繕が発生しないよう計画すること(ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続す る一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新 を行う修繕をいう(「建築物修繕措置判定手法((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)」(平成5年版)の記述に準ずる。)。

3. 事業者の収入

本町は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の整備完了後、引き渡しを経て建設一時金(施設整備の対価の一部)を支払い、また、供用開始から事業期間終了までの間、定期的に支払う。サービス購入費は、事業者が実施する施設整備の対価及び維持管理の対価からなる。なお、施設整備に係るサービス購入費及び維持管理に係るサービス購入費は、年2回に分けて支払うことを基本とする。

4. 事業期間

- i) 契約の締結時期 平成20年8月
- ii) 事業期間 事業契約締結日~平成38年3月末日
- iii) 設計・建設期間 事業契約締結日~平成23年1月末日 (ただし、校舎及び屋内運動場については平成22年7月末日引き渡しを原 則とする。)
- iv) 供用開始 平成23年4月1日 (ただし、校舎及び屋内運動場については平成22年9月1日より供用開始 を原則とする。)
- v) 維持管理期間 施設引渡し日~平成38年3月末日

第4節 用語の定義

要求水準書中における各用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「資料1 用語の定義」において定められた意味を有する。

第5節 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)、地方自治法の他、以下に掲げる関連の各種法令(施行令及び施行規則等も含む。)を遵守するとともに、要綱・各種基準(最新版)については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

【法令・条例等】

建築基準法

都市計画法

消防法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

学校教育法

学校保健法

水道法、下水道法、水質汚濁防止法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

大気汚染防止法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

騒音規制法、振動規制法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

学校図書館法、警備業法、労働安全衛生法

各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法

条例

- i) 石川県建築基準条例
- ii) 石川県景観条例
- iii) ふるさと石川の環境を守り育てる条例
- iv) 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
- v) 石川県文化財保護条例
- vi) 野々市町立学校設置条例
- vii) 野々市町環境美化推進条例
- viii) 野々市町文化財保護条例
- ix) 野々市町水道給水条例
- x) 野々市町公共下水道条例
- xi) 野々市町個人情報保護条例、野々市町情報公開条例

その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

建築工事監理指針

電気設備工事監理指針

機械設備工事監理指針

建築工事安全施工技術指針

建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)

建設副産物適正処理推進要綱

小学校設置基準及び小学校施設整備指針

学校給食衛生管理の基準

学校図書館施設基準

学校環境衛生の基準

ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン

石川県グリーン購入調達方針

その他の関連要綱及び各種基準

第2章 設計業務

第1節 本事業全体に係る事項

- 1. 前提条件
- (1)事業予定地・地域地区等

事業予定地: 石川県野々市町本町5丁目1番地の1他(野々市小学校敷地内) 石川県野々市町本町5丁目9番地の1他

(野々市町文化会館フォルテ駐車場用地)

石川県野々市町本町5丁目295番地(既存プール敷地)

当該敷地は、現在の野々市小学校の敷地に、西側隣接の野々市町文化会館フォルテ駐車場用地の一部を取り込んで、新たな敷地として計画する。一方、既存野々市小学校プール敷地については、野々市町文化会館フォルテ駐車場として整備する。なお、当該敷地に取り込んだカナール(文化会館フォルテのせせらぎモニュメント)及び文化会館フォルテ駐車場排水側溝については、既存のまま残し、改修や取り壊しをしてはならないものとする。

敷地面積: 約15,791m²(取り入れる野々市町文化会館フォルテ駐車場用地を含む。)

既存プール敷地 約1,440m²

地域地区等

i) 用途地域: 第二種住居地域(建ペい率60%,容積率200%)

ii) 防火地域: 指定なし

iii) 日影規制: 5時間(5m)、3時間(10m)、h=4m

iv) 地区計画等: 指定なし

前面道路:本町新庄線「野々市中央通り」幅員約20m(東側)、太平寺本町二 丁目線幅員11m(南側)、本町五丁目二号線幅員約10m(北側)

近隣状況:敷地は、西側の野々市町文化会館フォルテと隣接し、東、南、北側で道路に面している。また、敷地南側には、道路を挟んで北陸学院 短大付属扇が丘幼稚園や閑静な住宅街に面している。

その他: 敷地北東角部分に、県の公共下水道本管が深さ約2.5mの位置に横たわっており、その周囲2mの範囲には建築物・工作物等を設置しないこととし、施設計画により公共下水道本管の移設が必要になる場合は、石川県との協議を行うこと。また、そのさらに北東側には道路用融雪装置制御盤及び本町地下道(出入り口部分)がある。

(2)敷地条件

本事業における整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別紙資料を参照すること。

- i) 敷地の現況及び付与条件:「資料2 事業予定地位置図」、「資料3 事業 予定地現況測量図」、「資料4 事業予定地周辺道路現況図」
- ii) 敷地の地質及び地盤:「資料5 事業予定地地盤調査資料」
- iii) 設備インフラ:「資料6 事業予定地設備インフラ現況図」

(3) 既存施設の概要

i) 敷地面積: 14,442 m²

ii) 建物延べ床面積: 7,363m²(校舎: 5,658m²、体育館: 1,120m²、子供学習館: 585m²)、屋外プール機械室棟: 48m²

iii) 設置年度: 昭和36年(1961年)

iv) 建物構造: RC造

v) 建物階数: 4階

vi) 教室数等: 普通教室17室、理科室2室、音楽室1室、図画工作室2室、家庭 科室1室、コンピューター室1室、図書館1室、特別活動室9室

(4)供用開始期限

平成23年4月1日までに供用開始できるよう施設整備を行うこと。

(5) 想定学級数及び児童数

現時点での開校予定年度である平成23年度における小学校の学級数は19クラス(特別支援学級を除く)、児童数は560人(平成19年5月1日現在推計)を見込んでいる(「資料7 児童・クラス数の推移」参照)。

2. 意匠計画の考え方

(1)全体配置

敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない施設配置とすること。全体配置計画にあたって、本町は、本施設整備期間中においてもできる限り良い環境で教育活動を行うため、本事業に支障のある場合を除き、本施設整備期間中であっても既存校舎での教育活動を行いたいと考えていることから、仮設校舎の利用を最小限とし、既存校舎の有効活用を検討すること(仮設校舎を利用する場合、校舎の引っ越しを2回行う必要があるが、これについては本町で行う。ただし、「資料12 移設対象什器・備品等リスト」の移設については本事業範囲に含むものとする。)。なお、仮設校舎建設時に、既存の防災倉庫をやむを得ず取り壊す場合は、仮設校舎に近接して仮設の防災倉庫を設置すること。また、敷地内の屋外運動場として1,000m²確保できない場合は、仮設運動場を設置することとし、その場所として、野々市町文化会館フォルテ第6駐車場の一部を提供することが可能である。

- i) 児童の登下校、地域住民の地域開放ゾーンへのアクセス、給食搬入口への 給食の搬出入等を配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した 配置とすること。
- ii) 運動・競技スペースを最大限考慮し、屋外運動場が狭くならないように効率的な施設配置を行うこと。なお、日照確保に最大限配慮した施設配置とすること。
- iii)本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させない 規模・配置とすることが望ましいが、障害等が発生した場合、適切な処置 を行うこと。
- iv) 多様な学習内容、学習形態に対応した、高機能かつ多機能な学習環境を整備するよう努めること。
- v) 増築、間取りの変更等、将来の児童数の変動及び教育内容・教育方法等の 変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、施設整備費及び長 期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の 工夫を盛り込むこと。
- vi) 建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある デザインとし、景観性及び文化性を重視すること。

- vii) 空間的にゆとりのある計画とすること。
- viii) 外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとすること。

(2) ゾーニング・諸室配置・動線計画

本施設の諸室については、規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができ、かつ、緊急時の避難がスムーズに行える適正な動線・配置計画とすること。なお、各諸室の配置等にあたっては、文部科学省大臣官房文教施設部作成の「小学校施設整備指針」に基づいて計画すること。また、必要に応じ、ゾーン間に間仕切り等を設置すること。

利便性から、類似する機能を有する諸室を集積した以下のような施設ゾーンを計画 することが望ましい。

教室ゾーン

- i) 普通教室や特別教室等の教室ゾーンは、時限間における移動等の動線及び その周囲の環境を十分に考慮した諸室配置とすること。
- ii) 教室ゾーンと地域開放ゾーンとを区分し、二方向避難とトイレの使用等に 配慮すること。
- iii) 特別教室については、将来の学校開放としての利用を念頭とした計画とすること。

生活・交流ゾーン

i) オープンスペース等の生活・交流ゾーンは、児童や教職員等が豊かな心を 持ってコミュニケーションを図れるような配置とすること。

管理ゾーン

- i) 教職員や事務員等が執務を行う管理ゾーンは、良好な執務条件の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とすること。
- ii) 自然光を十分に取り入れた執務環境の実現、遮音性が高い快適な執務空間 の創出、ゆとりのある作業スペースの確保に留意して計画すること。
- iii) 教職員が外部からの侵入者を監視する業務を担うことも考慮し、教職員室からの死角をできる限り少なくすること。
- iv) 学校施設の管理、来客対応等も考慮しながら、学校専用部分及び地域開放 ゾーンの双方との適切な位置関係をその考え方とともに提案すること。
- v) 文書類の個人情報保護及びコンピュータ等の情報セキュリティ管理の観点から、管理ゾーン内に明確なセキュリティラインを定め、必要な人だけが必要なゾーンへ立ち入りが可能となるゾーニング計画をその考え方とともに提案すること。

地域開放ゾーン

- i) 地域住民に対して生涯学習及び社会体育の場として開放する地域開放ゾーンは、「資料8 必要諸室リスト」に示すとおり、屋内・外運動場、プレイルーム、多目的教室、会議室とし、その活用を積極的に推進することを目標とした配置とすること。
- ii) 地域開放ゾーンへのアクセスは専用出入口についても考慮し、他ゾーンへのアプローチを最小限にとどめること。なお、学校部分と地域開放部分との間にはシャッターやスチールドア等を適切に設置し、管理区分を分けられるよう計画すること。
- iii) 地域開放用玄関(屋内運動場出入口)は、カードキーシステム等(参考品番 SECOM株式会社製 W-Keyシステム鍵10束用 KB-X0610)を取り入れ、入退室状況のデータ管理が容易に行えるように計画すること。また、教職員用玄関と別々に設けること。
- iv) 地域開放ゾーンについては、災害発生時において、拠点避難所としての利用を行うことを前提として計画すること。

(3)必要諸室・什器備品等

必要諸室

本事業に必要な諸室の構成は、「資料8 必要諸室リスト」に示すとおりとし、その 教室面積については最低基準、その他の面積については標準案とする。また、全体の バランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。

什器・備品等

什器・備品等は、原則として、「資料9 什器・備品等リスト」、「資料10 建設業務に含む什器・備品等リスト」、「資料11 蔵書リスト」を標準案として、柔軟な発想により提案を行うこと。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に則って調達・配置すること。その他、必要と考えられる什器・備品については、事業者の提案によるものとする。

また、既存の野々市小学校から移設する什器・備品については、「資料12 移設対象什器・備品等リスト」に示す。

(4) 仕上計画

仕上計画にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮し、外装については、使用材料や断熱方法等、工法を十分検討し、建物の長寿命化を図ること。

また、使用する材料は、健康に十分配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性 有機化合物等の化学物質を削減(「学校環境衛生の基準」以下)するとともに、建設 時における環境汚染防止に配慮すること。仕上げの選定にあたっては、「建築設計基準及び同解説(国土交通大臣官房官庁営繕部整備課監修)」(平成18年版)に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。

なお、建物外部の仕上げについては、以下の点に留意すること。

- i) 漏水を防ぐため、屋根及び地下の外壁面について十分な防水を講じること。 特に、排水しにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等の周囲とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管及び階間のシール部分等は、漏水が防止できる措置が講じられていること。
- ii) 積雪や凍結等による雪害に耐えうる構造とし、これらによる屋根部の変形 に伴う漏水に十分注意すること。
- iii) 屋根の雪止め、つらら対策、融雪対策、堆積スペースの確保等、児童の安全に十分配慮し、必要に応じて積雪対策を講じること。

また、建物内部の仕上げ(天井、床、内壁、扉、窓等)については、以下の点に留意すること。

- i) 木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を 活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材や布等の材料を多く採用す るよう配慮し、衛生上等の観点から極力カーペットは敷かないこと。
- ii) 壁の仕上げ材については、児童の蹴破り等に配慮すること。なお、消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がないよう計画すること。
- iii) 可動間仕切壁については、収納が容易(収納時は壁面に納める等、目立た ぬよう工夫)で、たわみや緩み等の変形が生じにくく、かつ、防音性にす ぐれたものとすること。

(5) ユニバーサルデザイン

児童が施設を不自由なく、安心して利用できることはもとより、高齢者及び障害者等、すべての利用者にとっても、安心、安全かつ快適に利用できるよう、床の段差解消等、ユニバーサルデザインに配慮すること。また、身体障害者用の動線は、可能な限り一般動線と同じになるよう計画すること。

3. 周辺環境・地球環境への配慮

(1)地域性・景観性

地域及び敷地周辺の既存建物との調和を図りつつ、地域の求心的な存在として親し

まれる景観を創ること。建物の外観については、本町の地域性等を考慮し、建物のデザイン(豊かさと落ち着き等)に工夫を凝らす等、景観性及び文化性を重視すること。 町花木の「つばき」等を事業の一部に取り入れる等、野々市らしさに配慮すること。 地域環境への対応としては、閑静な住宅街に近接する公共施設であることを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を凝らすこと。また、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気等による影響を最大限抑制すること。

(2)環境保全・環境負荷低減

エコスクールの概念に基づき、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない 設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保 全性、経済性に配慮したシステムを採用する他、二酸化炭素の吸収源やヒートアイラ ンド現象抑制の観点から、十分な緑化を図ること。

具体的には、太陽光発電設備(最大出力30kW)を設け、発電した電力を本施設の運営に活用するとともに、授業で活用できるような工夫や児童に対する環境教育に寄与するよう発電量の表示等を行うこと。

また、省エネルギー化を図るため、断熱性について十分検討し、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づいてPAL値320以下を達成する計画とすること。

その他、自然エネルギーの活用(自然採光、自然換気等)や雨水の再利用、節水器 具の採用、リサイクル資材の活用、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、事業 者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。

4. 構造計画の考え方

本施設の構造計画については、以下の適用基準に基づいて計画し、建築基準法による他、日本建築学会諸基準、2001年版建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省住宅局建築指導課他編集)、「官庁施設の総合耐震計画基準(国土交通大臣官房官庁営繕部)」(平成18年)等に準拠すること。なお、本施設の計画にあたっては、垂直最深積雪量を1.5mとすること。

(1)施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準(国土交通大臣官房官庁営繕部)」(平成18年)のII類とする。木造により建設する場合においても、同等の分類とする。

(2)施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材耐震安全性能の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準(国土 交通大臣官房官庁営繕部)」(平成18年)のA類とする。

(3)建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震計画基準(国土交通大臣官房官庁営繕部)」(平成18年)の耐震クラスの乙類とする。

5. 設備計画の考え方

設備計画については「建築設備計画基準・同要領(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)」 (平成17年版)、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」に準拠し、以下の項目を 考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備及び空調設備の計画を行うこと。なお、「資 料13 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を 期待する。

- i) 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ii) 各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにすること。
- iii) 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、エコマテリアル電線の採用を 積極的に行うこと。
- iv) 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。
- v) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- vi) 本施設内の諸室に要求される適切な静寂性を保つため、必要に応じて騒音・振動対策を講じること。
- vii) 必要に応じて凍結防止対策を講じること。
- viii) 北陸特有の雷に備え、十分な避雷対策を講じること。

(1)電気設備

照明・電灯コンセント設備

- i) 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用 照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。また、重要負荷のコ ンセントには避雷対策を講じること。
- ii) 高効率型器具、省エネルギー型器具(省エネルギーセンサー付器具等)等の採用を積極的に行うことが望ましい。
- iii) 吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにすること。
- iv) 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- v) 教職員室において、すべての照明の一括管理ができるようにすること。ま

た、教職員玄関においても電源の一括管理ができることが望ましい。

vi) 地域開放ゾーン管理事務室において、地域開放ゾーン側照明の一括管理ができるよう計画すること。

情報诵信設備

- i) 情報通信のネットワーク対象施設(「資料13 電気・機械要求性能表」参照)において、原則として、全室ギガビット対応有線LANを利用することができるネットワーク環境を構築すること。また、ネットワーク断等の障害を防ぐため、ネットワーク配線を二重化する等の工夫を凝らし、必要に応じて配管配線及び情報コンセントを設置すること。中継HUB等のネットワーク機器については、経路制御を行うことのできる機器を採用し、スパニングツリー環境を整備する等、安定したネットワーク環境を提案すること(「資料14 総務省 校内LAN導入の手引」に準拠すること)。
- ii) ネットワーク技術の革新に対応する配線交換の容易な設備を設置すること。
- iii) 配線仕様は、提案時点の最新のもので考えること。
- iv) 物理的及び論理的な情報セキュリティ保護対策を考慮したネットワーク構成を提案すること。

誘導支援設備

- i) 出入り口等にカメラ付きインターホン等を設置し、配管配線工事を行うこと。
- ii) エレベーター、多目的トイレに押しボタンを設置し、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置すること。

電話・施設内放送・テレビ受信

- i) 電話(外線)、施設内放送及びCATV放送受信設備(ハイビジョン・地上波 デジタル対応)の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。
- ii) 校内各部屋よりの教職員応答等、本施設における内線電話設備等の設置及 び配管配線工事を適切に行うこと。

受変電設備

i) 受変電設備、分電盤、制御盤等について、適切に整備すること。

警備・防災設備

i) 警備システムについては、機械警備を基本とし、本施設内及び敷地全体の 防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、監視モニター(長 時間録画機能付)による一元管理を行う等、一体的に管理できるように整備すること。なお、機械警備システムについては、校舎棟と屋内運動場棟等、地域開放ゾーンと非地域開放ゾーンを考慮して計画すること。

- ii) 緊急事態時において、各諸室から教職員室や事務室に即座に連絡がとれる よう通信システムを構築すること。
- iii) 既存小学校屋上に設置している「防災カメラ (Panasonic製 WV-CW860)」を移設し、適切に設置すること。

(2)給排水衛生設備

- i) トイレ手洗いや洗面所の水栓については自動水栓とすること。
- ii) 特別支援教室、理科室や家庭科室等の特別教室、更衣室(シャワー等)、 保健室、校務員作業室、湯沸し室等に、必要に応じて給湯設備を設置する こと。
- iii) 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては、 自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。
- iv) 衛生器具類は、高齢者及び障害者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を 採用すること。なお、小学校低学年の児童に対して十分配慮し、児童の成 長過程にあわせた器具を採用すること。

(3)空調換気設備

- i) 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料13 電気・機械要求性能表」に 示す諸室を対象とする。なお、冷房設備については、「資料15 環境に配 慮した空調施設について」の要件を満たすこと。
- ii) シックスクール対策として、各教室に換気扇を設ける等、各諸室において も十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。
- iii) 普通教室及び屋内運動場、吹き抜け等の大空間については、自動的に自然 換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。具体的な空調設備の 仕様は、事業者の提案によるものとする。

6. 周辺インフラとの接続

接続道路

i) 敷地との接続個所、接続箇所数等は事業者の提案による。

上水道

i) 給水本管配置計画については事業者の提案による。

下水道

i) 敷地からの下水接続計画については事業者の提案による。

電力

i) 引き込み方法等については、事業者の提案による。

電話

i) 引き込み方法等については、事業者の提案による。

CATV・光イントラネット専用線

i) 引き込み方法等については、事業者の提案による。

ガス

i) 設置場所等については、事業者の提案によるが、プロパンガスでの対応となるため、プロパンガス庫等を整備し、児童等に対する安全性に十分配慮すること。なお、ガスの利用は理科室での使用を想定している。

7. 防災安全計画の考え方

(1)安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とする他、火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策、ならびに落雷対策に十分留意すること。また、地域開放ゾーンについては、災害発生時において、拠点避難所としての利用を行うことを前提として計画し、災害の際に情報発信所や避難所として利用できるよう、避難場所に隣接してトイレを設置する等の工夫をすること。

また、児童の利用に際し、吹抜け等の危険が予想される箇所には安全柵・ネット等を設けて、安全性を確保すること。ガラス窓のある開口部、特に、1階部分や屋外運動場に面するガラス窓については、防犯対策や少年野球等に配慮し、強化ガラスを採用する等、ガラスの衝突安全性を確保すること。屋内の扉等についても飛散防止フィルムを貼ること等により、ガラスが割れにくくするとともに、割れた際の安全性に十分配慮すること。

(2)保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入防止に向けて、施設の保安管理に留意 した計画とし、施錠装置については普通教室以外すべてに設けること(玄関及び昇降 口等については電気錠設置)。

また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。

第2節 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、小学校(教室、特別教室、メディアセンター、管理諸室、給食関係諸室、屋内運動場、屋外プール、屋外運動場等)、地域開放施設(プレイルーム、会議室等)及び外構等とし、詳細については、以下に示すとおりとする。

1. 小学校

(1)校舎

共通

- i) 普通教室及び特別教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある教室とし、直射日光が直接入らない配慮(バルコニー、庇等)をすること。また、必ず黒板を設置し、カーペット敷き等で提案する室については、白板設置とすること。前面掲示板には日課表を設置するものとし、内装壁にはできる限り掲示スペースを確保すること。なお、有害な有機化学物質を吸着するような自然素材を使う等、シックスクール対策を十分考慮した製品を選定すること。
- ii) 設備や備品は新しい学習に対応できるものとし、家具についても児童の生活の場としての機能に配慮すること。

普通教室・特別支援教室

- i) 多様な教育方法を展開するため、より効果的な学習空間として、普通教室はオープン型とし、多目的に利用可能なオープンスペースと隣接すること。ただし、普通教室間は固定壁で間仕切りを行うものとし、普通教室とオープンスペース間は可動間仕切り壁を設ける等、授業の目的に応じた利用が可能となるよう工夫すること。なお、可動間仕切り壁にはガラス面をできる限り多くとる等、採光に十分な配慮を行うこと。
- ii) オープンスペースは、多様な学習展開の場、個別学習の場、チームティーチング、作品や教材の掲示・展示の場として学習や特別活動の幅を広げ、遊び、交流等、学校生活を豊かにする場として、また、様々な集団の大きさに対応できる集会の場として活用できるよう計画すること。
- iii) 普通教室に配置するスクールセット(机、椅子)や個人用ロッカー(教室 背面や可動棚、二段にする等、ランドセル、習字道具、絵の具道具、裁縫 道具、ピアニカ、歯磨きセットが入る程度の十分な大きさを確保)、給食 用かっぽう着・体育着掛けを設置し、その数量ついては、40人/クラスを

基本に設定すること。また、作品等の展示等について配慮すること。

- iv) 用具庫等を適切に設置すること。
- v) 空調及び防音・吸音について工夫を施すこと。
- vi) オープンスペースに隣接して教師が打ち合わせ等に利用できるティーチャーズルームを各階中央付近に配置し、ティーチャーズルームの中には教材を保管できるスペースを確保すること。
- vii)普通教室前のオープンスペースに、手洗い・洗面スペース(手洗い・洗面 用蛇口10ヶ所、掃除用洗い場1ヶ所程度を、3教室に1ヶ所程度設けることが 望ましい)を設け、必要に応じて棚を設けること。
- viii) 特別支援教室は、3つの障害(知的障害、情緒障害、肢体不自由)にそれぞれ対応できるよう3室隣接して設け、1階に計画すること。
- ix) 特別支援教室のうち1室には、児童用の吊り遊具及び着替え用のカーテンレール並びに大型姿見を設置できるよう計画すること。
- x) 特別支援教室ゾーンには、着替えスペース、手洗いや作業等に対応できる水 廻り設備を設けること。

学習室

- i) 学習室については、学級の規模を小さくすることによって、児童を掌握し やすく、教師と児童の触れ合いが一層密になる少人数学習に対応できるよ う配慮すること。
- ii) オープン型で、普通教室同等の仕様とし、多目的に利用可能なオープンスペースと隣接すること。

多目的教室

- i) 多目的教室については、普通教室2教室分の広さでカーペット敷きとし、後面に収納棚を設けること。学習発表や異学年交流を図る等、多目的に使用でき、楽しい雰囲気で豊かな交流を生み出せるよう工夫すること。なお、地域開放ゾーンとして利用することを予定していることから、その配置場所については十分留意すること。
- ii) 将来の児童数増加への対応として、後工事(本町実施)で間仕切りを設置し、学習室として利用できるよう形状や配置に十分留意すること。
- iii) 音響ワゴン等を接続可能なマルチメディアコンセントプレート及びスピーカーを設置すること。
- iv) 多目的教室については、学校開放としての利用も念頭に入れて計画すること。

特別教室

- i) それぞれの教科の特性に応じた機能を持ち、まとまった空間としてゾーニングを行い、日常的な実習スペースの場としてワークスペースを設けてオープンな構成をとるとともに、準備室を設けること。
- ii) 多様な学習活動に対応できるよう計画すること。
- iii) 各教室については、将来的な学校開放としての利用も念頭に入れて計画すること。
- iv) 理科室については、顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。 また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に 十分配慮した計画とすること。さらに、収納棚を十分に設置し、棚は外部 から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- v) 理科準備室については、理科室2室共用とすることとし、双方の準備室から 直接出入り可能とすること。また、冷凍庫置き場についても考慮すること。 また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に 十分配慮した計画とすること。
- vi) 第1音楽室は、十分に音響に配慮した計画とし、前室を設置する等、十分な防音対策を講じ、グランドピアノ置き場についても考慮すること。また、高学年児童120名程度の児童による器楽演奏が可能なスペースとするものとし、3段程度の合唱用固定式山台を設置すること。
- vii)第2音楽室は、十分に音響に配慮した計画とし、防音対策を講じ、グランド ピアノ置き場についても考慮すること。また、低学年児童40名程度が遊戯 可能なスペースとすること。
- viii) 音楽準備室については、音楽室2室共用とすることとし、双方の準備室からから直接出入り可能とすること。
- ix) 楽器庫については、「資料9 什器・備品等リスト」及び「資料12 移設対象什器・備品等リスト」に示す楽器等を十分余裕をもって収納できるよう計画すること。
- x) 図画工作室については、作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。なお、危険防止のため、工作機械(電動糸のこぎり及び版画プレス)の設置場所には防護柵等を設置し、かつ、作業スペースを確保するよう計画すること。
- xi) 図画工作準備室については、図画工作室から直接出入り可能とすること。
- xii)家庭科室については、被服台での食事等、裁縫と調理の一体的利用が可能 なよう計画すること。また、冷蔵庫置き場についても考慮すること。

メディアセンター

i) 図書館及びパソコン室の機能を併せ持つメディアセンターを設置し、児童

の主体的な学習を支える拠点として、学校の中心的役割を備えるよう計画 すること。また、収納性を重視し、児童が容易に入室できないように配慮 された図書館書庫(閉架書庫:備品庫、作業スペース含む)を図書館内に 設置すること。

- ii) 図書館及びパソコン室については、独立した部屋として計画することとするが、可動式間仕切りをガラス張り(防音性を確保)にする等、メディアセンター全体が一体的に広がりを持った空間として構成され、児童が気軽に立ち寄れ、リラックスした雰囲気で学習又は交流できるよう工夫すること(ワークスペース、畳コーナー、ラウンジ等)。また、汚れにくく、埃等を吸着しにくい床仕上げとすること。
- iii) 図書館の規模については、1クラス以上が同時に使用できるようなスペース (机・椅子を設置)を確保し、書籍類の日焼けに考慮しつつ、明るく開放 的な空間とすること。書架については、書籍の将来的な増加を考慮して計 画すること。
- iv) 図書館については、10,560冊の蔵書(文部科学省 学校図書館図書標準)を収める開架書庫を設置し、書架棚については、低学年児童でも容易に書籍を取ることができる等、高さに配慮され、かつ、十分な読書・学習スペースを確保すること。なお、蔵書については、「資料11 蔵書リスト」に基づいて開校時までに用意し、管理しやすいよう工夫すること。
- v) パソコン室及びパソコン室準備室は、二重床、配線ピット等により、配線のための空間を確保し、変更が容易に行える床システムとすること。また、デスクトップパソコン41台、ノートパソコン10台、カラーレーザープリンター5台、プラズマディスプレイ1台、プロジェクター1台が無理なく同時に利用できるよう電源容量やコンセント数等を十分確保すること。
- vi) パソコン室準備室には、サーバー室を設け、転倒防止対策を行ったサーバラックの設置や常時冷房が入る等、適切に機器管理ができるよう計画する こと。
- vii) 放課後や土・日曜日、3季休業(夏休み、冬休み、春休み)の使用を想定すること。また、他施設との十分な連携に配慮した配置とすること。
- viii) 将来的な学校開放としての利用についても考慮し、地域開放入り口からの アプローチが可能なよう計画すること(管理区分に十分配慮すること)。

教育相談室

- i) 教育相談室のうち一方については教職員室に隣接させ、もう一方については保健室に隣接させ、隣接した部屋間において直接行き来ができるよう計画すること。
- ii) プライバシーへの配慮等、カウンセリングしやすい落ちついた雰囲気とし、

自然採光等により明るい雰囲気とすること。

校長室・教職員室

- i) 校長室は応接室と一体として整備し、教職員室に隣接し、直接出入りができるよう計画すること。また、来賓のアプローチや教職員室、湯沸室との動線に配慮すること。また、十分な掲示スペースを確保するとともに、歴代校長の写真を壁掛けできるよう設えること。
- ii) 教職員室は1階に配置することが望ましく、屋外運動場等が見渡せる等、緊急対応ができるようその配置・動線に配慮すること。また、将来の教員増等に対応できるよう配慮すること。なお、可能であれば、昇降口が見えるよう配置することが望ましい。
- iii)教職員室は、壁にガラスを設ける等、明るく開放的で、親しみのある雰囲気になるよう計画すること。また、児童や保護者との対話コーナー及び児童の視線から離れた位置に8名程度が休憩できる休憩コーナー、書庫(耐火金庫収納スペース含む)、印刷室及び湯沸室を教職員室と一体的に計画し、倉庫等との連携に配慮すること。また、教職員室内に教職員40人分の収納棚を設けること。なお、教職員室、校長室、教職員会議室、印刷室、教職員更衣室においては情報保護及び情報セキュリティ等の危機管理対策が容易にできるようゾーニングすること。
- iv) 教職員更衣室は、男20名女25名程度が各々更衣できるスペースを設け、男女別にシャワーブース(シャワー更衣スペース含む)を設置すること。
- v) 教職員室においては、校内集中管理ができる総合盤を設置するとともに、 OA機器への対応として、二重床、配線ピット等により、配線のための空間 を確保し、変更が容易に行える床システムとすること。
- vi) 学校事務員及び校務員については、1人ずつ(計2人)配置されることを想 定し、教職員室内に、収納スペースや棚も含め、適切に計画すること

教職員会議室

i) 教職員会議室は、教職員室に近接した場所に設置するものとし、教職員40 名程度が会議等で利用できるよう計画すること。

保健室

- i) 保健室は、屋外運動場等から直接出入りができ、緊急対応ができるようその配置及び動線に配慮すること。また、保健室内に相談スペースを設けること。
- ii) 保健室は1階に配置し、室内にシャワーブース(下半身が洗いやすいように) 設けること。また、多目的便所に近接した位置に設置すること。

- iii) ベッド(車輪付)1セット、折りたたみ式ベッド2セット、収納庫・物入れ (布団収納等)、流し台、洗濯用パン等を設置し、洗濯物や布団干し場に ついても考慮すること。また、出入り口は移動式ベッドが容易に出入りで きる大きさとすること。
- iv) 身長計等の保健室備品を収納することができるスペースを設け、薬剤や機 密文書を保管する施錠可能な保管庫を設置すること。また、保健室前廊下 には、担架を設置すること。

校務員作業室

i) 校務員作業室は、収納スペースや棚、作業スペースも含め、適切に計画すること。また、臭気の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。

国際交流展示スペース

i) 国際交流展示スペースについては、国際交流展示品、トロフィー及び楯等 の資料等を展示する棚等を設置し、児童や来訪者が国際的な交流等につい て学ぶことのできる開かれた雰囲気創りをすること。なお、スポットライ ト等の照明については、展示物の配置を考慮に入れて計画すること。

給食搬入ヤード・ワゴンプール

- i) 給食搬入については、4トン貨物自動車を配送車として利用する計画により、プラットフォーム高さを1mとして、給食の搬入が容易にできるよう計画すること。また、調理済食品の搬入口には外気侵入を防ぐドックシェルターを適切に設置すること。
- ii) 搬出入を行うトラック出入口には十分な大きさの屋根を設け、食材等搬出 入の際、雨がかからないよう工夫すること。
- iii) 給食搬入ヤードは、給食コンテナ4台及び給食運搬用ワゴン23台を設置し、十分作業が可能なスペースを確保すること(牛乳保冷庫有り)。また、作業員2名程度が更衣をできるスペース及び食事を採ることのできるスペースを確保すること。さらに給食残飯用バケツを洗浄するスペースを確保すること。
- iv) 各階ワゴンプール内には、手洗いを設けること。

エレベーター

i) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律 第91号)」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠したエレベーター1基及び、 給食の運搬に支障のない大きさ(給食運搬用ワゴン2台が無理なく入る大き

- さ)のエレベーターを1基の計2基を設置すること。
- ii) 給食運搬用エレベーターについては、給食搬入ヤードから廊下等を経ず、 直接、ワゴンプールにアクセスでき、そこから上階に運べるよう、ワゴン プール内に設けること。

共用部

- i) 共用部においては、児童が一日の大半を過ごす生活の場として、生活機能の充実に加えて、美しく豊かでゆとりのある環境づくり(子供の居場所づくり)を行うこと。特に、トイレは快適性に配慮し、ドライ化することを基本とし、自然採光や自然換気に配慮し、色彩や作品展示等による演出等、安らぎの空間となるよう計画するとともに、手洗い場とあわせて居住性に留意すること。独特な形状の便器採用や室の形状等、独創性のある提案を期待する。
- ii)トイレについては、男子用と女子用それぞれ、将来的な児童数の増加も考慮した便器数を確保し、各教室との距離や動線に配慮して計画すること。各トイレについては、基本的に洋式トイレとするが、和式トイレについても設置すること。手洗い・小便器の自動水洗や照明器具の自動点灯等、節水や節電に配慮された計画の提案を期待する。また、多目的トイレについては、特別支援教室近辺に1ヶ所及び地域開放ゾーンに1箇所設けるものとし、汚垂に配慮すること。なお、来賓・教職員用洋式トイレの便座については、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、多目的トイレはオストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石鹸入れ等を設けること。
- iii) 廊下、ホール及び階段等については、教室と同程度の天井高として空間的に開放感をもたせるとともに、避難上有効かつ安全に十分にゆとりのある計画とし、各諸室もしくは各階を合理的かつ機能的に結合するよう配慮すること。廊下については、作品等を展示できるよう設え、児童の憩いの場として演出すること。また、廊下壁については、給食運搬用ワゴン等に対する壁面保護材を設置すること。
- iv) 児童が集い、憩いの場として利用できる光庭やテラス等を設けることが望ましい。
- v) 廊下部分に「デン」等の子供のための小空間を設ける等、オープンスペースとの有機的なつながりを考慮した利用が図れるよう工夫すること。また、オープンスペースや「デン」に図書コーナーとしての機能を持たせること。
- vi) 倉庫・書庫については、各諸室との関連性を考慮し、適切に配置すること。 また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れ が容易なよう計画すること。

その他

- i) 放送室は、収録室と区分するとともに、防音に配慮すること。また、指導 面からできる限り教職員室に近い位置に配置することが望ましい。
- ii) 印刷室(コピー機及び印刷機の設置、収納スペース確保)及び湯沸室(IH コンロ)は、教職員室に隣接して配置すること。
- iii) 冷水機を各フロアに1機ずつ設置すること。
- iv) 下足入れについては、学年別に区分けし、長靴が入るよう計画し、昇降口 廻りの傘立て、カッパ掛けについても、学年別に全員分が収納できるよう 計画すること。
- v) 屋上スペースを設け、安全に十分配慮し、理科等の授業にも利用でき、眺望も可能なよう計画すること。

(2)屋内運動場

- i) 屋内運動場は、学校の体育活動をはじめとし、地域開放等、多様な使用に対応できるものとするよう、アリーナと地域開放施設との連携に配慮した計画とすること。なお、観覧用スペースや屋外運動場用具等が収納できる十分なスペースを一体的に整備すること。具体的な計画については、「学校屋内運動場の整備指針((財)日本体育施設協会・学校屋内運動場調査研究委員会編)」を参照すること。
- ii) 屋内運動場については、振動・騒音障害対策に十分配慮するとともに、安定した採光、風通し(自然換気)、強制換気が可能なよう計画すること。
- iii)屋内運動場については、固定式のステージ、美術バトン(緞帳等)及び照明バトン並びに防球ネット(ステージ前及びアリーナ真中)を適宜設け、バスケットボールコート2面(1面:22m×12m+周辺スペース程度)を確保できる規模(アリーナ面積850m²以上)とすること。なお、天井高については、10.5m以上(障害物があれば床面からその障害物までの高さ)確保すること。
- iv) 屋内運動場ステージ両脇に袖舞台としての機能を持たせた控室を設け、演台やピアノが保管できるよう計画すること。
- v) 講演会等のキャリア教育を容易に行えるようにするため、事業者の創意工夫による提案を期待する。
- vi) 暗転できるよう設えること。
- vii) ステージでのマイク利用等、必要な電源等の設備を設けること。
- viii) 屋内運動場に、バスケットボール (センターコート (28m×15m) 用については電動式バスケットリング設置)、バレーボール (センターコートあり)、バドミントンができる器具等を整備し、肋木、姿見を設置すること。なお、

壁や柱、建具、器具(消火器等)等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。

- ix) 屋内運動場に器具庫(用具の用途や種類別に整理が可能なこと)を設置し、 地域開放用器具庫についても十分に確保すること。また、換気に十分配慮 するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画する とともに、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。
- x) 式典用の幕をかけるフック(収納可能なもの)を周囲に設けること。

(3)屋外プール

- i) プールについては、25m×6コースのプール(水深1.0m~1.1m)と10m×8m の低学年用小プール(水深0.6m~0.8m)を設置すること。
- ii) プールサイドについては滑りにくく、熱を帯びない仕上げを計画すること とし、設備については、メンテナンスや水質管理が容易なシステムを採用 すること。
- iii) プールサイドに見学児童用の日除け(幅8.0m×奥行き1.6m程度)、タオル掛け(約40人分)を設置するとともに、外部からの視線を遮ることのできる高さ2m程度のフェンスを整備すること。
- iv) 監視員や教職員から死角となるようなコーナー等は可能な限り排除すること。
- v) 飛び込みや排水口の吸い込み等による事故を未然に防ぐことができるよう 配慮すること。(排水溝の蓋を固定し、吸い込み防止金具を設置すること。)
- vi) 男女別プール用更衣室(屋内運動場更衣室を兼ねる)については、周囲の 視線に配慮して、プールから直接出入り可能な位置に配置すること。なお、 湿気対策を十分考慮し、床は消毒水垂れに配慮すること。
- vii) 男女別プール用トイレ(屋外運動場トイレを兼ねる)については、湿気対策を十分考慮すること。
- viii) プール用機械室については、床排水や消毒水対策に十分配慮すること。
- ix) プール用器具庫については、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。また、プールから直接出入り可能な位置に配置すること。

(4)屋外運動場

- i) 屋外運動場は200mトラックがおさまり、少年野球ができる十分な広さ(敷地境界線から校舎まで最低65m確保)を確保すること。また、見学児童用の日除け(幅8.0m×奥行き1.6m程度)を設置すること。
- ii) 屋外運動場を適切に整備し、暗渠排水を設けること。なお、屋外運動場は

地域開放を前提とする。

- iii) 屋外運動場の土は、排水性を考慮した上で風に飛ばされ難い土質のものを使用し、必要であれば、周辺地域への飛散防止策を講じること。表土については、水はけがよく、砂の流失や硬化の起こりにくいもの、また、礫の混合がなく雑草の生えにくい性質のものとすること。
- iv) 屋外運動場の排水暗渠については、目詰まりしにくく排水性のよいものとし、車両の乗り入れすることから、耐圧性のすぐれたものとする。
- v) 屋外運動場の外周部全面に防球ネットを設置することとし、少年野球を行うにあたり、適当な高さとすること。ただし、後述のフェンスと重複する場合は、高さ2.0mまでフェンスとし、それより上部を防球ネット仕様とすること。
- vi) 屋外運動場に倉庫(用具の用途や種類別に整理が可能なこと)を設置するものとし、運動遊具(中低高の3連のステンレス製鉄棒(高鉄棒下には砂場設置)、幅1.8m程度のステンレス製山型雲悌、滑り台付ステンレス製ジャングルジム、1人乗り4基程度のステンレス製ぶらんこを安全性に配慮して設置)、水飲み場、足洗い、トイレ(プール用トイレを兼ねる:夜間利用可)及び散水栓等を適切に設置すること。なお、不審者等への対策についても考慮すること。
- vii) 走り幅跳び用砂場(踏切板要)を適切に設置すること。
- viii) 少年野球用設備(バックネット、ベース、)と国旗掲揚塔(ポール3本設置) を設けること。
- ix) 校舎等に防球ネット、強化ガラス等を配し、野球等への対策を講ずること。
- x) 全校放送が可能な音響設備及びスピーカーを適切に配置すること。
- xi) 災害時等において大型車両が容易に進入できるようにすること。

2. 地域開放施設

プレイルーム・会議室等

- i) 近隣に対する騒音に十分配慮し、特に会議室3の天井、床、壁等に騒音・振動対策を講じ(遮音等級D-55、騒音等級N-30、騒音評価NC-25程度)、諸室間においても遮音対策を施すこと。
- ii) プレイルームは小体育館として利用することを想定していることから、床、壁、天井等について屋内運動場同等の仕上げとすること。なお、天井高については、3.5m以上(障害物があれば床面からその障害物までの高さ)確保すること。また、隣接して器具庫を設け、床面にはドッジボール用ライン(16m×8m程度:1面)を整備すること。
- iii) 各扉には小窓を設け、中の様子が分かるようにすること。

- iv) 各諸室にはそれぞれ掃除具入れを設けること。
- v) プレイルームには、音響機器ラックを収納するスペースを設置すること。
- vi) 会議室1及び2は、1室として計画し、可動間仕切り壁により分割できるものとすること。
- vii) 十分な大きさの倉庫を設け、和太鼓20個(大太鼓含む)、学習用テーブル、 スタッキングチェア、その他教材等が収納できるよう計画すること。
- viii) 屋内運動場との一体的利用が可能なように地域住民が利用する男女別更衣室(屋内運動場更衣室を兼ねる)、夜間利用可能なトイレ(屋内運動場用トイレを兼ねる)を備えた地域開放ゾーン(交流ラウンジ含む)を適切に設置すること。なお、交流ラウンジには、机2本・椅子8脚程度を設置できるスペースを設けること。
- ix) 地域開放ゾーン交流ラウンジには、自動体外式除細動器を設置すること。
- x) 事務室については、来訪者の管理ができるよう地域開放用玄関に隣接させ、 執務空間を確保すること。また、地域開放部分の電源集中管理ができるよ う総合盤等を設置すること。

その他

- i) 十分な倉庫スペースを設けること。
- ii) 女子トイレブースを十分確保するとともに、多目的トイレを1ヶ所設け、汚垂に配慮すること。なお、多目的トイレはオストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石鹸入れ等を設けること。
- iii) 玄関に、下足入れ及び傘立てを設置すること。
- iv) 地域開放ゾーンについては、災害発生時において、拠点避難所としての利用を行うことを前提として計画すること。
- v) 地域開放を行う諸室、屋外運動場及び屋内運動場の利用については、以下を 予定しており、これらを想定した施設の整備を行うこと。

室名等	利用内容	開放時間	管理体制
	学童野球	毎水曜 16:00~18:00	運営にあたる指導員
屋外運動場		毎土曜 13:00~18:00	又は責任者により、
		毎日曜 9:00~12:00	鍵及び施設を管理
	ジュニアサッカー	毎水曜 15:30~18:00	
		毎土曜 13:30~17:00	
		第2第4日曜	
		9:00 ~ 12:00	
	消防団訓練	随時 全日	

	野々市じょんからまつり	毎年7月最終土日曜	
	ミニバスケットボール	毎火・金曜	
		16:00 ~ 19:00	
		毎土曜 16:00~19:00	ᄽᅶᄜᄽᄝᆇᆍᄆᄻ
	バドミントン	毎月曜 16:30~19:00	学校開放運営委員鍵
 室内運動場		毎木曜 17:00~19:00	管理者が鍵及び施設
至內運動场		毎土曜 9:00~12:00	を管理
	バスケットボール(大人)	毎水・木曜	
		19:00 ~ 21:00	
	野々市じょんからまつり	毎年7月最終土日曜	運営責任者が施設等
			を管理
	選挙事務	随時 全日	- 海労害任老が佐部等
プレイルーム	子ども会行事	随時 年1回程度	運営責任者が施設等 を管理
	野々市じょんからまつり	毎年7月最終土日曜	
会議室1・2	町内会会議等	随時	
	放課後教室	毎木曜 15:00~16:00	運営にあたる指導員 又は責任者により、 鍵及び施設を管理
	【地域住民と児童の交流】		
	なかよし教室		
	【知的・情緒・運動等に発達の遅れ		
	の認められる児童に対する指導訓		
	練等】		
会議室3	町内会会議等	随時	
	和太鼓演奏練習(児童)	毎水曜 15:30~17:30	

3. 外構等

校門・玄関・昇降口

- i) 校門及び門柱を適切に配置し、門柱には校名を明記すること。また、館銘板・案内板も設けること。
- ii) 校門等には、許可のない者の進入を阻止する等、保安警備に必要な機能を 持たせ、児童の安全を確保するよう配慮すること。
- iii) 児童用の玄関(昇降口)は、雨具、外履きの保管(ズック・長靴)、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雪や風の吹き込み等に配慮し、適切に配置すること。学校の顔として登下校が楽しくなるような演出が期待される。また、児童数の将来的な増に配慮すること。
- iv) 外構部に設置する外灯については、ハイブリット灯等、自動点灯できるよ

う計画すること。

植栽

- i) 敷地の外周部等に、四季を感じることのできる樹木等を植栽(移植)し、 緑豊かな環境を創造し、児童の情操を養うため、施設と植栽(花壇も含む) において空間的な演出を行うこと。
- ii) 落葉樹を設ける場合は、雨樋のつまり等、維持管理上支障をきたすことの ないよう計画するとともに、近隣住民等にも十分配慮すること。
- iii) 植栽については、理科教材としての利用も考慮し(クヌギ、ドングリ等)、 多種類の樹木を配置するとともに、樹木の特性が分かる樹木板等を設置す ること。なお、木の成長等将来的な管理にも配慮すること。
- iv) 五感を通した豊かな体験活動の場として、果樹の植栽等を行うことが望ま しい。

駐車場・駐輪場

- i) 来賓用駐車場最低5台(うち身体障害者用1台)、駐輪場最低15台(屋根付き)を整備すること。また、既存プール敷地についても野々市町文化会館フォルテの駐車場として利用できるよう整備すること。
- ii) 駐車場及び駐輪場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置すること。また、車輌(緊急車輌は除く)が駐車場から屋外運動場に乗り入れできないよう計画すること。
- iii) 駐車場の出入り口には、門扉等を設置し、施錠可能なよう計画すること。

サイン計画

本施設のサイン計画については、以下の要件を満たすこと。なお、外部に設ける施設名板や室名の文言については、設計業務段階において本町に確認すること。

- i) 室名称のサインは、すべての諸室に設けること。
- ii) トイレ、階段、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについて は、ピクトグラムとしてもよい。
- iii) サインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。
- iv) サイン計画には校章の設置を含むものとする。校章の仕様及び設置箇所に ついては、小学校外壁に金属製の校章を1ヶ所、屋内運動場一文字幕中央に 刺繍の校章を1ヶ所とする。
- v) 来賓·教員玄関に学校案内板、地域開放玄関に地域開放案内板を設置する

こと。

また、フロアごとのカラーリングを行う等、容易に場所の識別ができるよう工 夫すること。

その他

- i) 当該敷地全周にフェンス(高さ2m程度)及び必要に応じて外灯を設置し、 セキュリティ上、不審者対策に十分配慮すること。また、風による砂の飛 散防止のため、コンクリート塀を設置する等の対策を講じること。
- ii) 隣接する町文化会館フォルテとの一体的な利用に配慮すること。例年、7月 最終土日に野々市小学校周辺で「野々市じょんからまつり」が開催されて おり、隣接する町文化会館フォルテでの各種芸能文化関係団体の発表会、 同駐車場での露店及びグラウンドでの輪踊りを行っている。フェンス等に 大型の開口部を設けることやグラウンドへの散水栓等の設置等を行うこ と。なお、当該敷地に取り込んだカナール(文化会館フォルテのせせらぎ モニュメント)及び文化会館フォルテ駐車場排水側溝については、既存の まま残し、改修や取り壊しをしてはならないものとする。
- iii)小学校には、うさぎ小屋とこれに隣接して小動物が遊べるスペース(小屋 清掃時に小動物を放すスペースでフェンス要)を設け、児童がやすらげる 場となるよう工夫すること。なお、これらの配置については作業等に十分 配慮し、床面については小動物が潜り込めないようコンクリート等で仕上 げること。また、うさぎ小屋清掃用の散水栓を設け、排水にも配慮するこ と。
- iv) 児童が理科授業で利用できる理科観察用大型花壇(40 m²程度、要散水栓) を設け、また、うさぎ小屋近辺に、水の流水を観察する土山(直径2m×高 さ1m程度)を設置すること。なお、排水には十分配慮すること。
- v) 農具、園芸用具、油等の危険物、校務員用具等の保管庫を設置すること。
- vi) ゴミ置き場は有蓋とし、分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保するとともに、収集車と児童の動線に配慮した計画とすること(可燃物(週2回回収)、粗大ゴミ(年1回回収))。
- vii)空調屋外機等の置き場については、音や臭気、景観等に配慮すること。
- viii) 屋外運動場以外の校地周囲は、許可のないものの進入を阻止する等、保安 警備に必要な機能を持たせるとともに、緊急車輌(はしご車等の大型緊急 車輌等)、サービス車輌等の出入に支障をきたさぬよう配慮すること。
- ix) 給食搬入車輌の進入路を適切に設け、安全確保に配慮すること。
- x) 屋外コンセントを適切に配置すること。
- xi) アプローチや屋外通路等は、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観

にすぐれ排水性のよい仕上げとすること。

- xii) 雨水の処理については、水溜りや冠水が起きないよう配慮するとともに、 再利用を図ることを検討すること。
- xiii) 屋外運動場の一部に、芝生エリアを含む管理が容易な憩いの空間を設けること。
- xiv) 歩道の切り下げや舗装の現況復旧等、道路との取付に係る整備に関して、 関係機関との協議に基づいて行うこと(敷地外工事含む)。
- xv) 敷地北東側の石川県公共下水道本管に計画校舎がかかる場合には、石川県 と協議し、移設工事を実施すること。
- xvi) スクールバスの発着スペースを敷地内に設けること。計画にあたっては、 児童や歩行者の安全に十分配慮すること。

第3節 設計業務遂行に係る要求内容

1. 業務の対象範囲

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- i) 事業者は、設計業務の内容について本町と協議し、業務の目的を達成すること。
- ii) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本町に対して定期的に報告を行うこと。
- iii)事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、土壌調査、振動測定等に ついて、事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとす る
- iv) 事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと
- v) 事業者は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械 設備工事編)平成19年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人 公共建築協会編集・発行)に準拠し、その他については日本建築学会制定の 標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。
- vi) 事業者は、各種申請等の手続きに関係する関係機関との協議内容を本町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。
- vii) 図面、工事費内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本 町の指示を受けること。また、図面は、各工事ごとに順序よく整理統合して

作成し、各々一連の整理番号を付けること。

viii) 本町が議会や町民等(近隣住民も含む)に向けて設計内容に関する説明を行う場合や補助金の申請を行う場合等、本町の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。

2. 業務期間

設計業務の期間は、本施設の供用開始時期に間に合わせるように事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう業務期間を設定すること。

3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理

事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に以下の 書類をもって本町に通知すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任に おいて実施すること。

- i) 設計業務着手届
- ii) 主任技術者届(設計経歴書を添付のこと。)
- iii) 担当技術者・協力技術者届

4. 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本町に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に以下の書類を提出すること。本町は内容を確認 し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求も含む)を通知する。

また、提出図書はCADデータも提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本町の指示するところによること。

(1)基本設計

i) 意匠設計図(A1版・A3縮小版): 各5部

ii) 構造設計資料: 3部

iii) 設備設計資料: 3部

iv) 什器・備品リスト・カタログ: 各3部

v) 工事費概算書: 3部

vi) その他必要資料

(2) 実施設計

i) 意匠設計図(A1版・A3縮小版): 各5部

ii) 構造設計図: 3部

iii) 設備設計図: 3部

iv) 什器・備品リスト・カタログ: 各3部

v) 外観・内観パース(額付): 一式

vi) 全体模型 (アクリルカバー付): 一式

vii) 工事費積算内訳書・積算数量調書: 各3部

viii) その他必要図書

6. 設計業務に係る留意事項

本町は、事業者に企画・設計の検討内容について、必要に応じて随時確認することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本町から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

7. 設計変更について

本町は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用(設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費等)が発生したときは、本町が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

第3章 建設・工事監理業務

第1節 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の建設(既存施設の解体工事も含む)及び工事監理を行い、企画・提案した什器・ 備品等を整備すること。なお、什器・備品等の整備において、リースによる調達は不可 とする。また、「資料12 移設対象什器・備品等リスト」に示す什器・備品を移設し、 適切に据付・調整すること。電源工事や据付のための基礎工事、耐震固定、給排水等が 必要な装置等については、遺漏のないよう計画すること。

第2節 業務期間

1. 業務期間

校舎及び屋内運動場については、原則として平成22年7月末までに(夏休み期間中に引っ越し予定)、その他については平成23年1月末までに建設工事を完了、本町に引き渡し、遅滞なく不動産登記に必要な手続き業務を行うこと。

2. 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延 長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本町と事業者が協議して決 定するものとする。

第3節 業務の内容

1. 基本的な考え方

- i) 事業契約書に定められた本施設の建設及び什器・備品の整備履行のために必要となる業務は、事業契約書において本町が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- ii) 事業の前提となる近隣住民への説明及び調整・同意の取り付け並びに境界調査は本町が実施する。
- iii) 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者の責めとする。
- iv) 本町が実施する近隣住民への説明等に起因する遅延については、本町の責め とする。

2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- i) 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定 すること。
- ii) 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生

活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。

- iii) 近隣住民への対応について、事業者は本町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- iv) 近隣住民へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。
- v) 工事に伴う影響(特に車輌の交通障害・騒音・振動)を最小限に抑えるため の工夫を行うこと。

3. 着工前業務

(1) 各種申請業務

建築確認申請等、建築工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要な場合には、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。

(2) 近隣調査・準備調査等

- i) 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等(周辺家屋影響調査を 含む)を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解及び安全を確保す ること。
- ii) 本町の事前調査を参考にしつつ、建物及びその工事によって近隣住民に及ぼ す諸影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。
- iii) 近隣住民への説明等を実施し、工事工程等についての了解を得ること。

(3) 工事監理計画書の提出

事業者は建設工事着工前に工事監理主旨書(工事監理のポイント等)、総合定例打合せ及び各種検査日程等を明記した詳細工程表を含む工事監理計画書を作成し、以下の書類とともに本町に提出して、承諾を得ること。

i) 工事監理体制: 1部

ii) 工事監理者選任届(経歴書を添付): 1部

iii) 工事監理業務着手届: 1部

(4)施工計画書の提出

事業者は建設工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、以下の書類とと もに本町に提出して、承諾を得ること。

【着工時の提出書類】

工事実施体制: 1部 i) 工事着工届: 1部 ii) iii) 現場代理人及び監理技術者届(経歴書を添付): 1部 iv) 承諾願(仮設計画書): 1部 承諾願(工事記録写真撮影計画書): 1部 v) 承諾願(施工計画書): 1部 vi) 承諾願(主要資機材一覧表): 1部 vii) viii) 報告書(下請業者一覧表): 1部

ただし、承諾願については、建設会社が工事監理者に提出して、その承諾を受けたものを工事 監理者が本町に提出・報告するものとする。

4. 建設期間中業務

(1)建設工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に 従って施設の建設工事を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備する こと。工事施工においては、本町に対し、以下の事項に留意すること。

- i) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本町に2週間ごとに報告するほか、本町から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ii) 事業者は、本町と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を 行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に本町に連絡す ること。
- iii)本町は、事業者又は建設会社が行う工程会議に立会うことができるとともに、 必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものと する。

工事施工においては、施設利用者並びに近隣住民に対し、以下の事項に留意すること。

- i) 工事中における当該関係者及び近隣住民への安全対策については万全を期す こと。
- ii) 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。

また、本施設の施工時に、簡易な作業で、児童及び保護者並びに地域住民が参加で

きる体験学習等の提案を行うこと。特に児童に対しては、本事業が学習の教材として活用できるように配慮すること。なお、本業務に係る企画、広報、実施については事業者の提案を基に本町担当者と協議の上で決定するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担とする。

(2)解体工事

- i) 既存の野々市小学校に係る施設(子供学習館を含む。)及び既存のプールに係る施設を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。なお、建物内の廃棄備品については本事業に含むものとする。
- ii) 解体工事等の業務期間については、建設業務に含むものとし、遅滞なく供用 開始できるよう綿密な計画を立てること。なお、既存の野々市小学校に係る 解体工事着手は、原則として平成22年夏休み中の引っ越し後(9月以降)とす る。また、新設の学童保育施設が平成20年度中に完成予定のため、子供学習 館の解体工事は、この学童保育施設完成後とすること(太鼓等は既存野々市 小学校の空き教室に移動可)。
- iii) 既存の記念樹(高木57本程度)と石碑(石像2体、石板4枚、石1個)等を同一 敷地内に移設すること。なお、移設にあたっては本町と十分協議すること。
- iv) 本町による調査結果(「資料16 既存施設石綿分析結果」参照)により、既存野々市小学校の1階給食室天井裏(約63m²)にアスベストが発見されており、囲い込み処理を行っているので、解体処理にあたっては適切に処理すること。解体工事にあたって、これ以外にアスベスト等が発見された場合には、当該分について別途協議により決定することとする。
- v) 既存屋内運動場に現在使用されていない井戸があるので、計画施設の使用に 支障が出ないように対処すること。

(3) 工事を伴う什器・備品等の整備及び関連業務

- i) 設計図書に基づき、「資料9 什器・備品等リスト」、「資料10 建設業務に 含む什器・備品等リスト」に示す各種什器・備品等の製作及び設置を工事に 含めて行うこと。
- ii) 什器・備品等の仕様については事業者の提案により決定する。

(4) 工事監理業務

- i) 工事監理者は、工事監理の状況を2週間ごとに本町に定期報告し、本町の要請があったときには随時報告を行うこと。
- ii) 本町への完成検査報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- iii) 工事監理者を工事期間中の現場に常駐させることが望ましい。

iv) 工事監理業務内容は、「民間(旧四会)連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間(旧四会)連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。

(5) その他

原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものと するが、本町が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、建設期間中に以下の書類を、当該事項に応じて遅滞なく本町に提出すること。

【施工中の提出書類】

i)	工事工程表:	1部
ii)	工事報告書:	1部
iii)	工事監理報告書:	1部
iv)	承諾願(機器承諾願):	1部
v)	承諾願(残土処分計画書):	1部
vi)	承諾願(産業廃棄物処分計画書):	1部
vii)	承諾願(再資源利用(促進)計画書):	1部
viii)	承諾願(主要工事施工計画書):	1部
ix)	承諾願(生コン配合計画書):	1部
x)	報告書(各種試験結果報告書):	1部
xi)	報告書(各種出荷証明):	1部
xii)	報告書(マニフェストA・B2・D・E票):	1部

ただし、承諾願については、建設会社が工事監理者に提出してその承諾を受けたものを工事監理者が本町に提出・報告するものとする。

5. 完成後業務

(1) 自主完成検査及び完成検査

自主完成検査及び完成検査は、整備対象施設について以下の「事業者による自主完成検査」及び「本町の完成検査」の規定に則して実施する。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

事業者による自主完成検査

i) 事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び器具、什器・

備品等の試運転等を実施すること。

- ii) 自主完成検査及び器具、什器・備品等の試運転の実施については、それらの 実施日の7日前に本町に書面で通知すること。
- iii) 本町は、事業者が実施する自主完成検査及び器具、什器・備品等の試運転に 立会うものとする。
- iv) 事業者は、本町に対して自主完成検査及び器具、什器・備品等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

本町の完成検査等

本町は、事業者による上記の自主完成検査及び器具、什器・備品等の試運転の終了 後、当該施設、什器・備品等について、以下の方法により行われる完成検査を実施す ること。

- i) 本町は、建設会社及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施するもの とする。
- ii) 完成検査は、本町が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- iii) 事業者は、器具、什器・備品等の取扱いに関する本町への説明を前項の試運転とは別に実施すること。
- iv) 事業者は、本町の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正すること。
- v) 事業者は、本町による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、本町から完成検査の通知を受けるものとする。

完成図書の提出

事業者は、本町による完成検査の通知に必要な以下の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を施設内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本町の指示するところによる。

【完成時の提出書類】

i) 工事完了届: 1部ii) 工事記録写真: 1部

 iii)
 完成図(建築):
 一式(製本図1部、原図及びCD)

 iv)
 完成図(電気設備):
 一式(製本図1部、原図及びCD)

 v)
 完成図(機械設備):
 一式(製本図1部、原図及びCD)

 vi)
 完成図(昇降機):
 一式(製本図1部、原図及びCD)

 vii)
 完成図(什器・備品配置表):
 一式(製本図1部、原図及びCD)

viii) 什器・備品リスト: 1部

ix) 什器・備品カタログ: 1部

x) 完成調書: 1部

xi) 完成写真: 1部

xii) 公立学校施設実態調査(野々市町学校施設台帳)に必要な図面:一式(原図及びCD)

xiii) その他必要書類

(2)不動産登記等の関連手続

事業者は、本町による完成検査後、引き渡し、不動産登記に必要な手続き業務等を 事業スケジュールに支障がないように実施すること。

(3) 備品台帳の整備業務

事業者は、施設の備品に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成すること。なお、ここでいう備品とは、その性質又は形状を変えることなく2年以上にわたって使用に耐えるもので、取得価格が3万円以上のものをいう。ただし、次に掲げるものは、取得価格にかかわらず備品とする(野々市町財務規則第222条参照)。

- i) いす類
- ii) 机類
- iii) 戸棚 箱類
- iv) 標本・美術品・見本類・公印

(4)パンフレット作成業務

事業者は、本施設完成後、A4版見開きフルカラー4ページの新校舎案内パンフレットを1,000部作成し、本町に納めること。

第4章 維持管理業務

第1節 維持管理業務総則

1. 業務の対象範囲

事業者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、本施設の機能を維持し、公共サービスの提供に支障を及ぼすことがなく、かつ、児童、教職員、施設利用者及び関係者にとって、より快適な施設利用ができるように、以下の内容について、各性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること(「資料17 主な維持管理業務項目詳細一覧」参照)。なお、「資料19 小学校における校務員の職務内容」を参考に、本町校務員との連携を緊密に図るよう努めること。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、要求水準書のほか、「建築保全業務 共通仕様書 平成15年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築保全センター編 集・発行)にも準拠すること。

- i) 建築物保守管理業務
- ii) 建築設備等保守管理業務
- iii) 什器·備品等保守管理業務
- iv) 外構等維持管理業務
- v) 環境衛生・清掃業務
- vi) 保安警備業務
- vii)長期修繕計画作成業務

2. 業務期間

業務期間は、施設の引き渡し以降、事業期間終了までとする。

3. 維持管理業務に係る仕様書

事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本町との協議の上、業務範囲、実施方法及 び本町による履行確認手続等を明確にした維持管理業務仕様書を作成すること。具体的 な検査・点検内容、詳細維持管理業務内容及びその実施頻度等については、事業者が提 案し、本町が承諾するものとする。

4. 維持管理業務計画書

事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、以下の項目について配慮しつつ、 実施体制、実施工程等、必要な項目を記載した維持管理業務計画書を作成し、本町に提 出した上、承諾を受けること。

- i) 維持管理は、予防保全を基本とすること。
- ii) 本施設(付帯設備を含む)が有する性能を保つこと。
- iii) 建築等の財産価値の確保を図るよう努めること。
- iv) 合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- v) 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、施設利用者の健康を確保するよう努めること。
- vi) 劣化等による危険及び障害の未然防止に努めること。
- vii) 省資源及び省エネルギーに努めること。
- viii) ライフサイクルコストの削減に努めること。
- ix) 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- x) 故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。
- xi) 上記の項目について、事業期間中の工程を定め、実施すること。

5. 業務報告書

事業者は、維持管理業務に係る月報を業務報告書として作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可申請書及び設備管理台帳等と合わせて本町に提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。

6. 各種提案

業務の実施、結果分析及び評価をもとに各種提案資料を作成し、本町に提出すること。 これらの内容については、本町との協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映 すること。

7. 業務遂行上の留意点

(1) 法令の遵守

必要な関連法令、技術基準等に基づき業務を実施すること。

(2)業務体制の届出

事業者は、業務の実施に当たって、その実施体制(業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等)を本町に届け出ること。

(3)業務担当者

- i) 事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務遂行に最適と思われる 業務担当者を選定すること。
- ii) 法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任し、事前 にその氏名及び資格を本町に通知すること。
- iii) 業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにし、作業に 従事すること。
- iv) 事業者は、業務担当者が本施設利用者等に対して不快感を与えないような服装かつ態度で接するように十分指導監督すること。

(4) 点検及び故障等への対応

点検及び故障への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施すること。

(5)緊急時の対応

事業者は、設備の異常等の理由で、教職員又は本町の担当責任者から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じさせること。この場合の増加費用は、本町の負担とするが、施設等の瑕疵、保守点検の不良等、事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者が負担するものとする。

(6)報告等

- i) 協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に本町と協議する こと。
- ii) 事業者は、各業務の記録を保管し、本町の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。

(7)関係諸機関への届出・報告

事業者は、各業務の責任者に、必要に応じて関係官公署等への報告及び届出を実施させ、緊急時の関係機関への連絡等を行わせること。

(8) その他

事業期間中の当該施設の維持管理に係る光熱水費は、本町の負担とする。事業者は、 業務の一部又は全部を、あらかじめ本町に書面で申請し、承諾を得た場合、第三者に 委託することができるものとする。

第2節 建築物保守管理業務

外観上清潔で、かつ、景観上美しい状態を保ち、破損、漏水等がない等、完全に本施設の供用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

1. 定期保守点検業務

建築物等が正常な状況にあるかどうかについて、点検、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定の上、点検表に記録するとともに、建築物の各部位を最良な状態に保つよう努めること。

2. クレーム対応

- i) クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。
- ii) 故障、クレーム等発生時には、現場調査、初期対応及び処置を行い、速やかに本町に報告すること。

第3節 建築設備等保守管理業務

本施設の供用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

1. 定期保守点検業務

建築設備等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に点検し、設備の運転、停止、測定等により設備の状態を確認し、設備の良否を判定の上、点検表に記録するとともに、各設備を良好な状態に保つよう努めること。具体的には、法定点検、調査及び検査を実施し(関連する法定点検を「資料18 関連法定点検一覧」に示す)、シーズンイン・シーズンアウト調整を行うこと。

2. 故障・クレーム対応

- i) クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。
- ii) 故障、クレーム等発生時には現場調査、初期対応及び処置を行い、速やかに

本町に報告すること。

第4節 什器·備品等保守管理業務

事業者は、施設運営に支障をきたさないよう事業者の業務遂行上必要な什器・備品等 を適切に整備し、管理を行うこと。

第5節 外構等維持管理業務

関連法規に従って、以下の項目に留意しつつ、外構等(工作物等も含む)の美観を保ち、年間を通じて児童、教職員、施設利用者及び関係者が安全に利用できるよう維持管理すること。事業者は、薬剤散布又は化学肥料の使用にあたって関連法令を遵守し、環境等に十分配慮すること。なお、当該敷地に取り込んだカナール(文化会館のせせらぎモニュメント)及び文化会館フォルテ駐車場排水側溝については、業務対象外とする。

- i) 屋外運動場:土の表面については、整然かつ利用可能な状態に維持し、適切な水準に保つこと。適切な水準に関する内容は事業者の提案による。運動器具・遊具等については、安全に利用可能な状態に保つこと。
- ii) 校門等:保安警備に適切な機能を保持するとともに、安全性にも配慮すること。
- iii) 舗装等:適切に保ち、児童、教職員、施設利用者及び関係者が安全に利用できること。不陸を生じた場合は、適切に処置すること。

1. 定期保守点検業務

屋外運動場(運動器具・遊具等含む)、校門、舗装等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に現場を巡回して、点検し、異常を発見したときは正常化に向けた措置を行うこと。

2. 害虫防除業務

整備対象施設敷地内の害虫防除を行うこと。

3. 芝管理業務

屋外運動場の芝生エリア(夏緑型)部分が良好に保たれるよう、施設引き渡し後から

事業開始3年までの間、以下の状態を目標として芝の管理を行うこととし、そのために必要な備品、消耗品等について提案すること。なお、この期間は、事業開始後4年目以降の準備期間とし、地域住民や学校の教職員が芝管理を行えるよう業務を通じて教育・指導すること。

- i) 管理水準が高い公園の芝生に近い仕上がり
- ii) 雑草の混入率を低く抑え、比較的見た目も美しい状態

4. 故障・クレーム対応

- i) クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。
- ii) クレーム等発生時には、現場調査、初期対応及び処置を行い、速やかに本町 に報告すること。

第6節 環境衛生・清掃業務

本施設及び敷地を、美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、本施設におけるサービスが 円滑に提供されるよう、環境衛生・清掃業務を実施すること。なお、清掃はできる限り 学校業務の妨げにならないように実施すること。日常清掃については、児童又は校務員 が行うものとする。

1. 定期清掃業務

i) 本施設内の床清掃・床面ワックス塗布、什器・備品の清掃、照明器具の清掃、 受水槽及び高架水槽の清掃、吹出口及び吸込口の清掃、地下タンク及び埋設 配管等の清掃、排水溝・汚水管・マンホール等の清掃等、必要に応じて行う こと。

2. 防虫・防鼠業務

- i) 「学校保健法に基づく衛生基準」に従って、ハチ、クモ、コウモリ、鼠、鳥等、必要に応じて、外壁の内・外側の小動物を取り除くこと。
- ii) 町担当者の指示のもと、必要に応じて害虫駆除を行うこと。

第7節 保安警備業務

施設における本町の財産を保全し、利用者の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、本施設内部から敷地周辺にわたり、適切な防犯・防災警備を実施すること。

1. 防犯・警備業務

- i) 警備については、原則として、夜間及び休日等、本施設が無人となる際において、機械警備を行うこと。
- ii) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。

2. 防火・防災業務

- i) 安全に使用できる緊急時安全避難手段を確保し、避難経路及び避難装置に明確な表示を施すこと。
- ii) 避難経路からは障害物を取り除いておくよう努めること。
- iii) 火の元及び消火器・火災報知器等の点検を定期的に行うこと。
- iv) 報知器作動場所、音声・視覚警報装置、緊急照明、避難経路、集合場所及び その他を示す平面プランを作成して、最新の状態に維持し、各々目立つ関連 場所に表示すること。
- v) 急病・事故・犯罪・災害等、緊急の事態が発生したときは、現場に急行し、 応急措置を行うこと。
- vi) 災害及び火災が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、防火管理者が 定める防災計画に従い、速やかに処置を行うこと。
- vii) その他、災害時及び災害発生の恐れがある場合は、学校長の指示に従うこと。

第8節 長期修繕計画作成業務

建築物、建築設備、什器・備品及び外構施設について、大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画を作成すること。具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本町の判断で実施するものとする。

事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本町の立ち会いによる確認を受け、 適宜、完成図書に反映するとともに、使用した設計図及び完成図等の書面を本町に提出 すること。